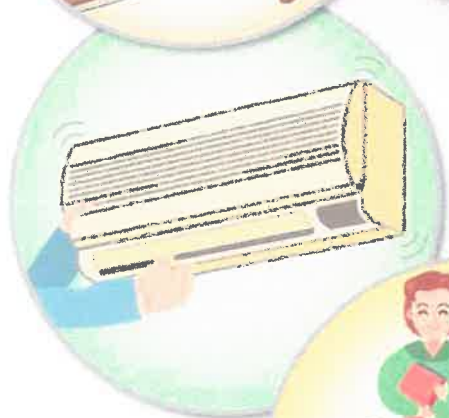
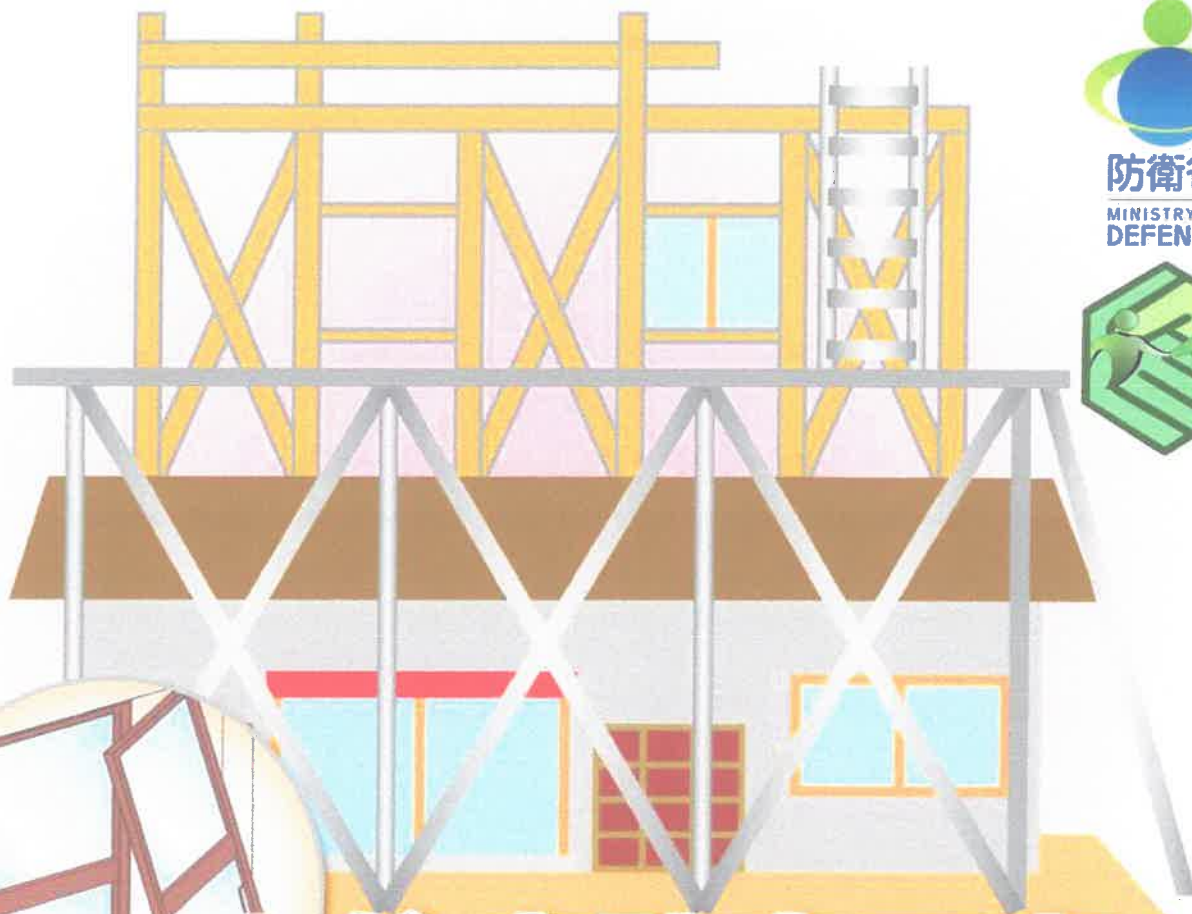




防衛省
MINISTRY OF
DEFENSE



住宅防音工事の 事務手続き について

防音工事

沖縄防衛局 住宅防音課



4 交付申請書

補助金の交付を申請する場合は、補助事業等の目的や内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した「補助金交付申請書」を提出していただきます。

参考資料－11～15ページ参照

必要書類(添付書類)

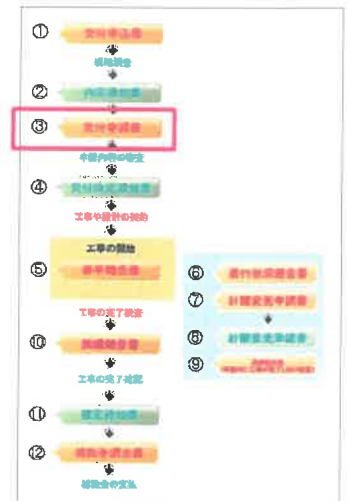
 設計図書（図面及び設計書）

必要に応じて提出する書類




 交付申込書の提出前3ヶ月以内に転入している方がいる場合

- ・住民票
（補助金交付申請書の提出前2週間以内に作成されたもので、世帯全員が記載されているもの）

（注）個人番号が記載されていないものに限りです。



留意事項

-  借家などの場合は、原則として住宅の所有者の方が申請者になっていただくことになります。
-  審査の結果、補助金の交付の対象として認められないこととなる場合があることを、あらかじめご承知おきください。
-  国又は国から委託を受けた者から、記入内容の説明を受け、確認した上で必要事項を記入してください。

補助対象経費について

補助金の交付の対象とする経費は「工事費」と「設計監理費」で、それぞれ表第4・5の限度額を超えない範囲で交付されます。

表第4

工事室数	工事費の限度額	
	80W以上	75W以上80W未満
1室	4,448千円	2,930千円
2室	6,296千円	3,853千円
3室	8,083千円	4,958千円
4室	9,905千円	5,866千円
5室以上	11,546千円	6,776千円

※防音区画改善工事又は外郭防音工事を実施する場合で、居室以外の区画を含めて工事する場合は、上記表のそれぞれの額に2,930千円を加算できます。

※石綿の使用が明らかな場合における石綿の撤去を伴う防音工事に係る額は、上記表のそれぞれの額に石綿の撤去に係る額を加算できます。

表第5

設計監理費の限度額

※表中のAは工事費です。計算した額は千円未満を切り捨ててください。

80W以上区域								
工事費 工事室数	4,448千円未満 (千円)	4,448千円以上 7,615千円未満 (千円)	7,615千円以上 8,083千円未満 (千円)	8,083千円以上 9,417千円未満 (千円)	9,417千円以上 9,905千円未満 (千円)	9,905千円以上 10,800千円未満 (千円)	10,800千円以上 11,546千円未満 (千円)	11,546千円以上 (千円)
1室	A×0.12	533	533	533	533	533	533	533
2室	A×0.12	533	533	533	533	533	533	533
3室	A×0.12	533	A×0.07	565	565	565	565	565
4室	A×0.12	533	A×0.07	565	A×0.06	594	594	594
5室以上	A×0.12	533	A×0.07	565	A×0.06	594	A×0.055	635

75W以上80W未満区域				
工事費 工事室数	2,930千円未満 (千円)	2,930千円以上 6,382千円未満 (千円)	6,382千円以上 6,776千円未満 (千円)	6,776千円以上 (千円)
1室	A×0.12	351	351	351
2室	A×0.12	351	351	351
3室	A×0.12	351	351	351
4室	A×0.12	351	351	351
5室以上	A×0.12	351	A×0.055	372

沖縄防衛局住宅防音課 令和5年9月発行「住宅防音工事の事務手続きについて」より